

長期休暇中のこども食堂等活動強化支援事業について

学校給食の提供がない夏休み等の長期休暇期間において、こども食堂等の食支援を行う団体を支援します。

1 補助対象事業

長期休暇期間中において、2週間の期間内に2回以上、こどもへの食事提供を行う活動を対象とします。（連続開催も可とする。）

なお、本事業は既存の活動に対しての支援ではなく、通常の活動に加えて実施する取り組みを対象とします。

対象事業の例：こども食堂の開催、弁当の配付、食料品の配付等、こどもの食事支援につながる取り組み。

2 補助対象団体

次のいずれかに該当する団体を対象とします。

- ・こども食堂等、こどもへの食事提供活動を行っている団体
- ・NPO法人、社会福祉法人、任意団体等
- ・本事業の趣旨に賛同し、継続的に活動を行う意思のある団体

3 補助内容

食支援活動1回あたり35,000円を補助します。

※1か所あたり、概ね20人程度のこども及び保護者を想定しています。

4 申請期限 令和8年7月10日（金）

5 申請方法

オンラインフォームにて申込

申込フォーム URL：<https://forms.gle/p4qHTJCuLgPeuRgg6>

（申し込みにはGoogleアカウントでのログインが必要です。）



6 備考

- ・詳細については、浜松市公式ホームページ内の事業ページをご覧ください。
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kosodate/tyoukikyuka.html>
- ・本事業は、浜松市が社会福祉法人浜松市社会福祉協議会へ委託し実施しています。

